

報告の留意点

- ・報告値に疑義があるとしている場合、下記が誤っている可能性があるため確認すること。

(人員配置)

☐実人員数ではなく、利用者：介護職員 = 3 : ○に換算して入力しているか。

(総業務時間・超過勤務時間)

☐1ヶ月の1人あたりの平均総業務/超過勤務時間になっているか。

☐算定初年度は算定開始月の総業務/超過勤務時間になっているか。

(年次有給休暇)

☐1年間の1人あたりの平均年次有給休暇取得日数になっているか。

☐加算算定開始時期にかかわらず、調査対象期間は令和5年11月～令和6年10月になっているか。

- ・その他の留意点

☐報告年度は「**2024**」と入力すること。

☐サービス種別は1回の報告で選択できるのは1つのみであるため、複数サービスで算定している場合は、サービスごとに報告すること。

☐加算Ⅰを算定している場合、「介護職員の心理的負担等の変化」、「タイムスタディ調査」の結果も報告すること。

☐内容を修正する場合は、「報告年度」、「事業所番号」、「事業所名」、「施設種別」を同一にした上で再度送信すること。（異なる場合は別事業所となり適切に上書きされない）

☐委員会の議事録や別添の調査票などのファイル提出は不要である。（ファイル添付欄は予備のためのもの）

参考

- [生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上 の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について](#)
- 電子申請・届出システム（生産性向上推進体制加算実績報告システム）のURLは[こちら](#)
- [生産性向上推進体制加算について（説明資料）](#)
- [「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」の改正について](#)

【問い合わせ先】

- GビズIDの取得方法等について →[GビズID | ご意見・お問合せ](#)
- 生産性向上推進体制加算の報告内容、「生産性向上推進体制加算実績報告システム」の操作方法等について
→指定権者（を通じて厚労省）へお問い合わせください。